

放射線障害防止法関係の最近の動向 ～ 第1章 安全水準の向上に向けて ～

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門

平成29年7月の組織再編

放射線障害防止法の施行に関する事務の担当 (含RIセキュリティ)	再編前	長官官房 放射線防護グループ 放射線対策・保障措置課 (課長) 放射線規制室 (室長)
	再編後	長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門 (安全規制管理官(放射線規制担当))
事故・トラブル等や火災、地震時の連絡先	再編前	長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室
	再編後	長官官房 総務課 事故対処室

- ※ 電話番号・FAX番号・E-mailアドレスに変更はなし
- ・ RIセキュリティ及び線源登録システムに関する連絡先
(03-5114-2260)
- ※ 本組織改編に伴う放射線障害予防規程の変更は不要
- ※ 放射線審議会に係る業務は「放射線防護企画課」が担当

本日の内容

- I .立入検査の実施状況等
- II .最近の事故・トラブル事例
- III .事故・トラブル等の緊急時に
おける連絡の見直しについて

【 参考 】 放射線障害防止法見直しに関する各種公表資料

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou_sankou.html#kisei_sankou

(ホーム/政策について/RI 規制/放射線障害防止法とは/規制の現状(参考))

I. 立入検査の実施状況等

1. 計画的な立入検査（平成30年4月2日改正）
2. 立入検査の年間計画（平成30年度）
3. 平成29年度立入検査結果
4. 平成29年度の立入検査の指摘事項
5. その他管理不備の事例
6. 定期確認等における不適切な指導例
7. その他の留意点

1. 計画的な立入検査【1/3】

1. 検査の対象：許可届出使用者等(法第43条の2)
登録認証機関等(法第43条の3)

2. 検査根拠及び手法

以下の項目について、関係者への質問及び帳簿、書類その他の物件についての検査を実施

【許可届出使用者等】

手続き、施設、点検・測定記録、放射線業務従事者の管理、帳簿

【登録認証機関等】

手続き、登録の要件等、審査の義務等、業務規程、財務諸表等、秘密保持義務等、帳簿

3. 実施時期：通年

ただし、登録認証機関等については、原則、登録（更新含む）又は直近の立入検査を行った日から概ね2年以内に実施

1. 計画的な立入検査【2/3】

4. 年間計画の策定

原則として毎年度当初に、立入検査の年間計画（年度の検査方針、年間実施予定件数及び対象事業所等、重点確認事項を含む。）を作成

5. 検査実施内容の通知

事業所等の管理者等に対し、あらかじめ検査実施内容を通知

6. 検査の実施

事前に通知した検査内容の事項やその他必要な事項を確認

7. 違反事項等の取扱

【許可届出使用者等】

- 法第31条の2の規定に基づく施行規則第28条の3各号に該当する疑いのある事象を発見した場合等は、事実関係を確認。事象の重要度を考慮し、施行規則第28条の3各号に該当する場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、改善状況について次回検査で確認
- 上記に該当しないが、改善を要する事項は、改善（又は改善の結果）を求めるとともに、次回検査で確認

1. 計画的な立入検査【3/3】

7. 違反事項等の取扱（続き）

【登録認証機関等】

- 適合命令、改善命令又は業務規程の変更命令の条件に該当する疑いのある事象を発見した場合等は、事実関係を確認
- 事象の重要度に応じ、適合命令等に該当する場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、改善後速やかに再検査を行い、改善状況を確認
- 上記に該当しないが、改善を要する事項は、改善（又は改善の結果）を求めるとともに、改善後速やかに再検査を行い、改善状況を確認

8. 検査結果

【許可届出使用者等】：四半期毎にホームページ等で公表

【登録認証機関等】：年度毎に原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等で公表

2. 立入検査の年間計画（平成30年度）【1/2】

① 検査の方針

【許可届出使用者等】

- 許可後3年以上経過し立入検査を実施していない、あるいは前回立入検査から5年以上を経過している事業所等を選定
- 選定した事業所等の周辺に、許可又は届出後5年以上経過し立入検査を実施していない、あるいは前回立入検査から5年以上経過している許可届出使用者等の事業所等がある場合には、可能な範囲で併せて立入検査を実施

【登録認証機関等】

- 平成29年度までに実施した登録認証機関等への立入検査の結果を踏まえ、全17機関のうち平成29年度に実施していない残りの半数程度に対して立入検査を実施

2. 立入検査の年間計画（平成30年度）【2/2】

② 年間実施事業所数 約250事業所等

③ 重点確認事項

【許可届出使用者等】

放射線障害予防規程に基づく活動状況を重点的に確認

【登録認証機関等】

逐条型検査を主体としつつ、業務規程（下部規定含む）の遵守状況を確認することとし、補完的にプロセス型検査手法を用いて、登録認証機関等の業務の実施体制を重点的に確認

【参考：登録認証機関等リスト；

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/tourokuninshou/index.html】

3. 平成29年度立入検査結果

項目		実施事業所数		不備項目（事業所数）								
		良好	不備	施設	測定	記帳	取扱	健康診断	教育訓練	手続き	その他	
医療機関	件数	110	101	9	1	0	5	1	3	0	2	0
	比率		91.8%	8.2%								
研究機関	件数	17	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	比率		94.1%	5.9%								
教育機関	件数	23	21	2	0	1	1	0	0	1	0	0
	比率		91.3%	8.7%								
民間機関	件数	102	90	12	1	2	4	3	1	4	5	0
	比率		82.2%	11.8%								
その他の機関	件数	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比率		100.0%	0.0%								
販売業 賃貸業	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	比率		-	-								
廃棄業	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	比率		-	-								
総数	件数	255	231	24	3	3	10	4	4	5	7	0
	比率		90.6%	9.4%								

- ① 医療機関：医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所）
- ② 研究機関：国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- ③ 教育機関：学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校（②を除く）
- ④ 民間機関：民間の工場及び作業所
- ⑤ その他機関：前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）で販売業者、賃貸業者、廃棄業者を含む。
（「販売業」「賃貸業」「廃棄業」の値は「その他の機関」の内数。）

【参考； http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html】

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【1/9】

- 手続きに関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
許可を得ずに使用の方法・目的、使用数量、貯蔵能力を変更している。 【法第10条第2項】	-	-	-	2	-
許可を得ずに使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の位置を変更している。 【法第10条第2項】	-	-	-	1	-
放射線障害予防規程を変更したにも関わらず変更の届出がなされていない。 【法第21条第3項、規則第21条第3項】	2	-	-	2	-
放射線取扱主任者を選任及び解任したにも関わらず届出がなされていない。 【法第34条第2項、規則第31条】	-	-	-	-	-
登録定期講習機関が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習を受けていない。 【法第36条の2第1項、規則第32条第2項】	-	-	-	2	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【2/9】

- 施設に関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
管理区域境界にさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていない。 【法第13条第1項、規則第14条の7第1項第8号】	-	1	-	1	-
RI等を使用する室、汚染検査室、放射化物保管設備及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の7第1項第9号】	-	-	-	-	-
貯蔵室、貯蔵箱、貯蔵容器及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の9第1項第7号】	-	-	-	-	-
排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、保管廃棄設備の容器及び管理区域の境界に所定の標識が付されていない。 【法第13条第1項、規則第14条の11第1項第10号】	-	-	-	-	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【3/9】

- 取扱いに関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
使用施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がない。 【法第15条第1項、規則第15条第1項第11号】	-	-	-	-	-
貯蔵施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がない。 【法第16条第1項、規則第17条第1項第8号】	1	-	-	-	-
密封された放射性同位元素を許可された貯蔵室で保管していない。【法第16条第1項、規則第17条第1項第1号】	-	-	-	-	-
廃棄施設の目に付きやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がなされていない。 【法第19条第1項、規則第19条第1項】 (第15条第11号の読み替え)	1	-	-	-	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【4/9】

- 記帳に関する指摘事項①

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
放射性同位元素の受入及び払出に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号イ、ロ】	1	-	1	1	-
放射性同位元素の受払いの帳簿に関し、受払いの年月日及び相手方の氏名又は名称がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ロ】	-	-	-	-	-
放射性同位元素の使用に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ハ、ホ、ヘ】	1	-	-	-	-
RI等の使用の帳簿に関し、使用の目的、使用の方法及び使用の場所の記載がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ホ】	2	-	-	-	-
放射性同位元素に関する保管の帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ト、チ、リ】	1	-	-	1	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【5/9】

- 記帳に関する指摘事項②

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
放射線発生装置の使用に関する帳簿がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1項ニ、ホ、ハ】	-	-	-	-	-
放射性同位元素の保管の帳簿に関し、保管の期間、保管の方法及び保管の場所の記載がない。 【法第25条第1項第1号、規則第24条第1項第1号ナ】	-	-	-	-	-
密封された放射性同位元素の運搬に係る帳簿が備えられていない。【法第25条、規則第24条第1項第1号ヌ】	-	-	-	-	-
放射性同位元素の廃棄に関する帳簿がない。 【法第25条第1項、規則第24条第1項第1号ル、ヲ、リ】	1	-	-	-	-
放射線施設の点検の記録がない。 【法第25条第1項第4号、規則第24条第1項第1号コ】	-	-	-	1	-
放射線施設に立ち入る者に対する教育訓練の記録に関し、実施年月日、項目及び教育訓練を受けた者の氏名がない。 【法第25条第1項、規則第24条第1項第1号タ】	1	-	-	1	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【6/9】

- 場所の測定に関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
放射線施設等に関する放射線の量の測定がなされていない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項】	-	-	-	-	-
放射線障害のおそれのある場所(使用施設、廃棄物詰替施設、 貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界、居 住区域、事業所境界)について放射線の量の測定がなされて いない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項第3号イ～チ】	-	-	-	-	-
放射性同位元素による汚染の状況の測定が1月を超えない 期間ごとに実施されていない。 【法第20条第1項、規則第20条第1項第4号イ】	-	-	-	1	-
放射性同位元素による汚染の状況の測定において、作業室、 廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の 排水口、排気監視設備のある場所、排水監視設備のある場 所、管理区域の境界の測定がなされていない。 【法第20条第3項、規則第20条第1項第3号イ～チ】	-	-	-	-	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【7/9】

- 被ばくの測定に関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
外部被ばくの線量の測定がなされていない。 【法第20条第2項、規則第20条第2項第1号】	-	-	-	-	-
外部被ばくの線量の測定の対象者に対し、記録の写しを記録のつど交付されていない。 【法第20条第3項、規則第20条第4項第6号】	-	-	-	1	-
内部被ばくによる線量の測定がなされていない。 【法第20条第2項、規則第20条第2項第2号】 (昭和63年5月18日科学技術庁告示第15号第19条)	-	-	1	-	-
内部被ばくの線量の測定の対象者に対し、記録の写しを記録のつど交付されていない。 【法第20条第3項、規則第20条第4項第6号】	-	-	-	-	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【8/9】

- 健康診断に関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前に健康診断が実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第1号】	2	-	-	-	-
放射線業務従事者についての健康診断が、管理区域に立ち入った後にも関わらず1年を越えない期間内に実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第2号】	-	-	-	1	-
健康診断のうち問診(被ばく歴の有無)が実施されていない。 【法第23条第1項、規則第22条第1項第5号】	-	-	-	-	-
健康診断を受けた者に対して、健康診断のつどその記録の写しを交付していない。 【法第23条第2項、規則第22条第2項第2号】	1	-	-	-	-

4. 平成29年度の立入検査の指摘事項【9/9】

- 教育訓練に関する指摘事項

指摘事項	医療 機関	研究 機関	教育 機関	民間 企業	その他
放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立入前又は1年を超えない期間ごとに行うべき教育訓練が実施されていない。【法第22条、規則第21条の2第1項第2号】	-	-	1	1	-
取扱等業務に従事する者に対して、取扱等業務を開始する前又は1年を超えない期間ごとに行うべき教育訓練が実施されていない。 【法第22条、規則第21条の2第1項第3号】	-	-	-	3	-
放射線業務従事者等に対する教育訓練の項目が不足している。【法第22条、規則第21条の2第1項第4号】	-	-	-	1	-
放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は初めて取扱い業務に従事する前に行うべき教育訓練の時間数が不足している。 【法第22条、規則第21条の2第3項】 (平成3年11月15日科学技術庁告示第10号)	-	-	-	-	-

5. その他管理不備の事例【1/2】

立入検査で明らかになった 又は 事業所から当室に連絡のあった管理不備の事例

- 使用の方法を正確に把握していなかったため、週又は3月の使用時間を逸脱
- 申請に併せて放射線施設の図面を作成し直した際に、現状の施設・各室の出入口・標識等を正確に反映できず、申請書と実態とが乖離
- 永久保存すべき健康診断の記録を、他の部門が管理していたため他法令の健康診断の記録の保存期限と混同し、主任者に確認せずに誤廃棄

5. その他管理不備の事例【2/2】

- 非密封RIの管理システムの不備及びシステムへの過信により、一時的に非密封RIの貯蔵能力を超過
- 従来は法の規制対象外であったが、平成17年の下限数量の法改正により廃棄時に規制を受けるRI（校正用線源、装備機器）について、このことを認識せず、誤廃棄
- 一斉点検を数度実施しているが、湧き出し（管理下でない放射性同位元素）に関する報告が絶えない
- PET薬剤の合成装置の管理不備（リーク等）により、排気口における排気中濃度限度を超えるおそれがあった

以上は、結果的には法令報告事象に該当しなかったものの、各事業所においても注意すべき事例

6. 定期確認等における不適切な指導例

- サイクロトロン本体室(作業室)、排気浄化装置及び排水浄化槽の表面の線量測定を要求
- 保管廃棄容器が登録機関の指導により廊下に野積み
- 登録機関の指導により、詰め込み中の保管廃棄容器を廃棄作業室に置く
- 保管廃棄容器が備えられていないにもかかわらず、定期検査で合格
- 方向利用率が全方向1.0の直線加速装置を利用している病院において、方向毎の利用線量の集計を要求
- 週当たりのみの時間で許可を受けている使用者において、3ヶ月当たりの使用時間の集計を要求
- 主任者の確認印を要求

- 登録機関の業務はその内容が法令及び業務規程において限定的であり、**法令要件以外のことを指導・要求することは不可**
- 指導・指摘が法令要件か不明な場合は、**定期確認員へ確認することが必要**
(**施設検査・定期検査の場合は検査員へ確認することが必要**)
- また、立入検査の場合も同様に、**放射線検査官へ確認することは重要**

指摘・指導については、法令の理解を深めるためにも、その要因をしっかりと理解することが極めて重要

7-1. その他の留意点（手続き）

- 各種届出において、人事異動に伴う引き継ぎが不十分なことによる手続き漏れや管理状況報告書と特定放射性同位元素の所持に係る報告の混同等法令の理解不足による手続き漏れが多数
- 期日内に提出されたが、記載内容に不備がある書類も多数
- 例えば、管理状況報告書では、提出対象の約3,400事業者のうち、期日までの未報告が約130事業所、特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書では、年間約25,000件の報告あり、期日までに未報告が約100件

- 手続きの間違い等により違法状態(場合によっては使用不可)になることから、法令の理解に努め、所定の手続きについては、期限内に適切な処理を！
- 行政手続きを適切に行っていることを証明するため、行政手続き関連の書類の写しの保管を！
- 記載内容等が不明な場合には、審査官への確認を！

(参考) 使用に伴う主な手続きの概略

手続き	様式	規則	備考
使用許可申請 (標準処理期間90日) ^{※1}	様式第1	第2条	あらかじめ申請
使用届	様式第2	第3条	あらかじめ届出
使用変更届	様式第3	第4条	あらかじめ届出
表示付認証機器使用・使用変更届	様式第4	第5条第1項	使用開始(変更)後30日以内に届出
変更許可申請 (標準処理期間90日) ^{※1}	様式第8	第9条	あらかじめ申請
氏名等の変更届	様式第10	第10条の2等	変更後30日以内に届出
軽微な変更に係る変更届	様式第11	第10条の3	あらかじめ届出
放射線障害予防規程届	様式第25	第21条第2項	使用開始前に届出
放射線障害予防規程変更届	様式第26	第21条第3項	変更後30日以内に届出
合併・分割に係る認可申請	様式第27	第24条の3	あらかじめ申請
合併・分割に係る届	様式第28	第24条の4	合併・分割後30日以内に届出
廃止届/廃止措置計画届	様式第32/34	第25条第1項等	遅滞なく
使用の廃止等に伴う措置の報告書	様式第36	第26条第6項	遅滞なく
放射線取扱主任者選任・解任届	様式第41	第31条	選任・解任後30日以内に届出 ^{※2}
放射線取扱主任者の代理者選任・解任届	様式第42	第33条	30日以内に届出
放射線施設の廃止に伴う措置の報告書	様式第54	第39条第1項	30日以内に届出
放射線管理状況報告書	様式第55	第39条第2項	当該年度経過後3月以内

※1：許可申請に当たっては、審査期間(必要に応じ施設検査日程)を考慮すること

※2：使用開始前に選任し届出

7-2. その他の留意点（記帳(帳簿)）

- 法定帳簿類は、放射性同位元素等を適切に使用していることを示すもの（事故・訴訟等の際には事実を証明するもの）
- 一方で、定期確認において、一部の記録が不足することにより、帳票を追加する事業所が多数
- 帳簿の作成が目的となっていないか、帳簿の様式を見直すことにより帳簿の作成が効率化できないか、法定帳簿類の確認を！

留意点

- 法定帳簿類については、規則第24条第1項の要求事項をもれなく記載することが必要
- 記録様式は、市販のガイドブック等の記録様式のそのまま利用するのではなく、使用実態等を踏まえて利用可能か検討すること、適宜見直すことが重要
- 効率的な安全管理に資するため、法令要求事項以外の記載があっても問題なし

(参考) 記帳項目

【規則第24条第1項第1号：許可届出使用者の場合】

項目	記帳漏れはありますか？	記帳内容
受入れ 払出し	イ 放射性同位元素の種類及び数量 □ 年月日, 相手方の氏名又は名称	今年度から記帳項目が増えます！
使用	ハ 放射性同位元素の種類及び数量 ホ 使用の年月日, 目的, 方法及び場所	ニ 放射線発生装置の種類 ヘ 使用に従事する者の氏名
保管	ト 放射性同位元素の種類及び数量 チ 保管の期間, 方法及び場所	リ 保管に従事する者の氏名
運搬	又 運搬の年月日, 方法, 荷受人・荷送人の氏名又は名称, 運搬従事者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称	
廃棄	ル 放射性同位元素の種類及び数量 ヲ 廃棄の年月日, 方法及び場所	ワ 廃棄に従事する者の氏名
点検	ヨ 点検の実施年月日, 点検の結果, 措置の内容, 点検者の氏名	
教育訓練	夕 教育訓練の実施年月日, 項目, <u>各項目の時間数（初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）</u> 、教育訓練を受けた者の氏名	
その他	シ <u>外部放射線量、空气中濃度又は表面密度が限度値以下であることの確認方法及び確認した者の氏名並びに管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名</u>	

7-3. その他の留意点（測定）

① 場所の測定（規則第20条第1項）【1/3】

測定項目	場所【規則第20条第1項第3号】
<p>放射線の量</p> <p>放射線の量の測定は、1cm線量当量率又は1cm線量当量について行うこと。ただし、70μm線量当量率が1cm線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70μm線量当量が1cm線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70μm線量当量率又は70μm線量当量について行うこと。 【規則第20条第1項第1号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> イ 使用施設 ロ 廃棄物詰替施設 ハ 貯蔵施設 ニ 廃棄物貯蔵施設 ホ 廃棄施設 ヘ 管理区域の境界 ト 事業所等内において人が居住する区域 チ 事業所等の境界
<p>放射性同位元素による汚染の状況の測定</p> <p>放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、<u>放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合</u>には、計算によってこれらの値を算出することができる。 【規則第20条第1項第2号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> イ 作業室 ロ 廃棄作業室 ハ 汚染検査室 ニ 排気設備の排気口 ホ 排水設備の排水口 ヘ 排気監視設備のある場所 ト 排水監視設備のある場所 チ 管理区域の境界

① 場所の測定【2/3】

測定頻度【規則第20条第1項第4号】	記録【規則第20条第4項第1号】
イ 放射線の量の測定(□及びハの測定を除く。)並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定 作業開始前 1回 作業開始後 1回以上/月	測定のとど次の事項について記録し、五年間これを保存すること。 イ 測定日時 □ 測定箇所 ハ 測定をした者の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ホ 測定方法 ヘ 測定結果
□ 密封RI又は放射線発生装置を固定して取り扱う場合(取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定している場合)(ハの測定を除く。) 作業開始前 1回 作業開始後 1回以上/6月	
ハ 下限数量に1,000を乗じて得た数量以下の密封RIのみを取り扱う場合 作業開始前 1回 作業開始後 1回以上/6月	
ニ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所におけるRIによる汚染の状況の測定 作業開始前 1回 排気し、又は排水するつど(連続して排気し、又は排水する場合連続して)行うこと。	

① 場所の測定【3/3】

例) 医療用の直線加速装置

○ 施設検査及び定期検査における測定

- 許可を得た使用条件において測定し、3月間当たりの1cm線量当量を求める
- ファントムなし、最大定格(最大照射野、最大線量率)で行うことが望ましい
- 利用線錐方向の評価点では、評価点に向けて照射し測定
- 漏洩線の評価点は遮蔽計算書等を参照して照射し測定
- 利用線錐の測定では、利用線錐の端及び利用線錐が通過する複合遮蔽材の端も測定

○ 定期の測定

- 定期の測定では、1cm線量当量率の測定で可
- ファントムあり、通常の照射野、通常の線量率での測定(通常とは、使用実態の一番多く使われる状態)でも可
- 遮蔽計算における評価点から適切な測定箇所を定め測定

② 立入者の測定（規則第24条第2項、第3項）【1/3】

外部被ばくの測定	測定部位	<ul style="list-style-type: none"> ● 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあっては腹部）について1cm線量当量，及び70μm線量当量（中性子線については，1cm線量当量）を測定すること。 ● 頭部及びけい部から成る部分，胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち，外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあっては，イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について，1cm線量当量及び70μm線量当量（中性子線については，1cm線量当量）を測定すること。 ● 人体部位のうち，外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が，頭部，けい部，胸部，上腕部，腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては，イ及びロのほか，当該部位について，70μm線量当量を測定すること。ただし，中性子線については，この限りでない。 <p>【規則第20条第2項第2号イ，ロ，ハ】</p>
	測定頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理区域に立ち入る者について，管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし，管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあっては，その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が100μSvを超えるおそれのないときはこの限りでない。 <p>【規則第20条第2項第2号ホ，数量告示第18条第1項】</p>

② 立入者の測定（規則第24条第2項、第3項）【2/3】

内部被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ● RIを誤って吸入摂取し，又は経口摂取したとき及び作業室その他RIを吸入摂取し，又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては，3月を超えない期間ごとに1回（本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては，出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）行うこと。 ただし，作業室その他RIを吸入摂取し，又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものにあつては，その者の内部被ばくによる線量が100 μSvを超えるおそれのないときはこの限りでない。 ● 線量の測定は，吸入摂取又は経口摂取したRIについて数量告示別表第2の第1欄に掲げるRIの種類ごとに算出する。 【規則第20条第2項第2号，数量告示第19条】
汚染状況の測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 手，足その他RIによって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣，履物，保護具その他人体に着用している物の表面であつてRIによって汚染されるおそれのある部分について行うこと。 【規則第20条第3項第1号】 ● 非密封RIを取り扱う施設に立ち入る者について，当該施設から退出するときに行うこと。 【規則第20条第3項第2号】

③ 測定記録（規則第20条第4項）【1/2】

外部被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする各3月間，4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者等が<u>妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては，出産までの間毎月1日を始期とする1月間</u>について，当該期間ごとに集計し，集計の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第2号】 <ul style="list-style-type: none"> イ 測定対象者の氏名 ハ 放射線測定器の種類及び型式 ホ 測定部位及び測定結果 □ 測定をした者の氏名 ニ 測定方法
内部被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ● 測定の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第3号】 <ul style="list-style-type: none"> イ 測定日時 ハ 測定をした者の氏名 ホ 測定方法 □ 測定対象の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ハ 測定結果
汚染状況の測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 手，足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えてRIにより汚染され，その汚染を容易に除去できない場合にあっては，次の事項を記録すること。【規則第20条第4項第4号】 <ul style="list-style-type: none"> イ 測定日時 ハ 測定をした者の氏名 ホ 汚染の状況 ト 測定部位及び測定結果 □ 測定対象者の氏名 ニ 放射線測定器の種類及び型式 ハ 測定方法

③ 測定記録（規則第20条第4項）【2/2】

実効線量・等価線量	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者等が<u>妊娠の事実を知ることとなった女子では、出産までの間毎月1日を始期とする1月間</u>について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の事項について記録すること。【規則第20条第4項第5号、数量告示第20条】 <ul style="list-style-type: none"> イ 算定年月日 ハ 算定した者の氏名 ホ 実効線量 □ 対象者の氏名 ニ 算定対象期間 ハ 等価線量及び組織名
実効線量の算定	<ul style="list-style-type: none"> 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が<u>20mSvを超えた場合は、当該1年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間)の累積実効線量</u>(4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を当該期間について毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。【規則第20条第4項第5の2号】 <ul style="list-style-type: none"> イ 算定年月日 ハ 集計した者の氏名 ホ 累積実効線量 □ 対象者の氏名 ニ 集計対象期間

- 記録の交付……記録の写しを記録のつど交付すること。【規則第20条第4項第6号】
- 記録の保存期間・永久保存又は5年間保存した後、原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すこと。【規則第20条第4項第7号】

7-4. その他の留意点（健康診断、規則第22条）【1/2】

項目	放射線障害防止法	労働安全衛生法
実施頻度等	<p>① 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前</p> <p>② 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと</p> <p>③ 被ばくしたおそれのあるときなど</p>	<p>① 管理区域に立ち入るものに対し、雇い入れ又は当該業務に配置換えの際</p> <p>② 管理区域に立ち入った後は6月以内に1回</p>
問診	<p>イ 放射線の被ばく歴の有無</p> <p>□ 被ばく歴を有する者についてはその状況</p>	被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及び評価
検査又は検診 〔管理区域 立入前〕	<p>イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率</p> <p>□ 皮膚</p> <p>ハ 眼</p> <p>ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目</p>	<p>① 白血球数及び白血球百分率の検査</p> <p>② 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査</p> <p>③ 白内障に関する眼の検査</p> <p>④ 皮膚の検査</p>

7-4. その他の留意点（健康診断、規則第22条）【2/2】

項目	放射線障害防止法	労働安全衛生法
検査又は検診 〔管理区域 立入後〕	イからハまでの部位又は項目は医師が必要と認める場合	①から④の部位又は項目は医師が必要でないとき省略 前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該健康診断後の1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのないものに対して、医師が必要と認めないときは省略
記録の内容	実施年月日、対象者の氏名、健康診断を行った医師、健康診断の結果、健康診断の結果に基づいて講じた措置	電離放射線健康診断個人票(様式第1号)を作成
記録の交付	健康診断のつど記録の写しを交付	遅滞なく、健康診断の結果を通知
記録の保存	永久保存 当該記録を5年以上保存した後当該記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない	30年保存 当該記録を5年以上保存した後当該記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない

7-5. その他の留意点（教育及び訓練、規則第21条の2）【1/2】

平成29年度まで

- ① 放射線業務従事者：初めて管理区域に立ち入る前，管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごと
- ② 取扱等業務に従事する者：取扱等業務を開始する前，取扱等業務を開始した後にあつては1年を超えない期間ごと
- ③ ①及び②以外の者：当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと
- ④ 教育及び訓練における項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識を及び技能を有していると認められる者に対しては，当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる

教育及び訓練における時間数（平成3年科学技術庁告示第10号） 別表第1

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	放射線障害予防規程
第1項	30分間	4時間	1時間	30分
第2項	30分間	1時間30分	30分	30分

注) 第1項：放射線業務従事者として初めて管理区域に立ち入る前
 第2項：取扱等業務を開始する前

7-5. その他の留意点（教育及び訓練、規則第21条の2）【2/2】

平成30年度以降

- ① 放射線業務従事者：初めて管理区域に立ち入る前，管理区域に立ち入った後にあつては**翌年度の開始日（4/1）から1年以内**
- ② 取扱等業務に従事する者：取扱等業務を開始する前，取扱等業務を開始した後にあつては**翌年度の開始日（4/1）から1年以内**
- ③ ①及び②以外の者：当該者が立ち入る放射線施設において**放射線障害が発生することを防止するために必要な事項**について施すこと
- ④ 教育及び訓練における項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識を及び技能を有していると認められる者に対しては，当該項目又は事項についての**教育及び訓練を省略することができる**

教育及び訓練における時間数（平成3年科学技術庁告示第10号）

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射線障害の防止に関する法令及び 放射線障害予防規程
	30分間以上	1時間以上	30分以上

使用する放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びに使用等の実態に応じて、適切な時間数を予防規程に定めること。
 （立入検査で教育及び訓練の時間数や内容の考え方を聴取予定）

Ⅱ. 最近の事故・トラブル事例等

1. 最近の事故等発生状況
2. 最近の主な事故・トラブル事例

1. 最近の事故等発生状況【1/2】

① 放射線障害防止法に基づく法令報告

参考：事故・トラブル情報

- <http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/index.html>
- http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9483636/www.nsr.go.jp/archive/mext/a_menu/anzenkakuho/news/contents07.html

② 管理下でない放射性同位元素に関する報告

参考：管理下でない放射性物質を見つけたら

- <https://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/panflet/houshasen.html#houshasen2>

- 放射線障害防止法に基づく法令報告として、事業所から国に報告
- その他、法令報告ではないものの、管理下でない放射性同位元素の発見、火災等の報告がある

1. 最近の事故等発生状況【2/2】

(事故・トラブルの法令報告件数)

(単位；件)

年度 類型	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
紛失・誤廃 棄・盗取	1	5	3	-	1	1	3	1	2	17
被ばく	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
汚染・ 漏えい	2	-	2	3	2	1	-	1	0	11
その他	-	-	-	-	-	-	1	-	0	1
計	3	5	5	3	3	2	4	2	2	29

2. 最近の主な事故・トラブル事例

- ① 法令報告事項（施行規則第28条の3）
- ② 表示付認証機器の所在不明・盗取
平成28年度（3件）
- ③ 漏えい（漏水）
平成28年 3月
- ④ 火災
平成28年 7月
- ⑤ 漏えい（漏水）
平成29年10月
- ⑥ 非密封RIの所在不明
平成29年12月

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【1/5】

- 法律改正により、施行規則（旧第39条第1項）で規定していた事故の報告を、RI事業者の義務として法律上に規定。これに伴い、原子力規制委員会への事故故障等の報告について、以下のとおり変更。
 - 事故の報告には、原因究明や再発防止策等を含み、RI等の取扱いに関して専門的な知識が必要となることに加え、RI事業者の責任をより明確化するため、報告義務をRI事業者に課し、運搬を委託された者を除外。
 - 法第33条第3項の危険時の措置の届出制度を事故故障等の報告に統合。
 - 旧施行規則第39条第1項第5号では、放射性同位元素等が管理区域内で漏えいした場合の除外規定が限定されていたため、排気設備の機能が適正に維持されている場合と表面密度限度までの漏えいを除外要件に追加。
 - 旧施行規則第39条第1項第6号では、使用施設で人が常時立ち入ることができる場所の線量限度のみを規定していたが、使用施設に限定せず、施設基準が規定されている放射線施設を対象。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【2/5】

【法令改正(H30.4.1施行)により、変更又は追加となった箇所を緑色で示す】

＜＜ 法律 ＞＞

第31条の2 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第18条第5項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ。）で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会又は国土交通大臣、同項の規定による届出に係る場合にあつては都道府県公安委員会）に報告しなければならない。

＜＜ 施行規則 ＞＞

第28条の3 法第31条の2の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3） 【3/5】

- 一. 放射性同位元素の**盗取又は所在不明**が生じたとき。
- 二. 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、**第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度**を超えたとき。
- 三. 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、**第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度**を超えたとき。
- 四. 放射性同位元素等が**管理区域外で漏えい**したとき（第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【4/5】

- 五. 放射性同位元素等が**管理区域内で漏えい**したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
- a. 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - b. 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、**漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。**
 - c. 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 六. 第14条の7第1項第3号（第14条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第14条の9第3号（第14条の10の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第14条の11第1項第3号の基準に係る**線量限度**を超え、又は超えるおそれがあるとき。

① 法令報告事項（法第31条の2、施行規則第28条の3）【5/5】

- 七. 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける**計画外の被ばく**があったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この項において同じ。）にあつては**5mSv**、放射線業務従事者以外の者にあつては**0.5mSv**超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 八. 放射線業務従事者について**実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばく**があったとき。
- 九. **第14条の12第2号の線量限度**を超えるおそれがあるとき。

※ 他に、異常事態に関する措置として、法第32条（警察官等への届出）や法第33条（危険時の措置）等が定められている。

見直しに伴い、事故故障等の各報告事項の目的、解釈及び運用上の留意点を、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」（平成29年12月13日制定 原規放発第17121315号 原子力規制委員会決定）としてとりまとめ。

<< <https://www.nsr.go.jp/data/000215734.pdf> >>

② 表示付認証機器の所在不明・盗取 平成28年 4月【1/3】

【盗取（株式会社ダイキョウ）】

1. 経緯

- 社用車の中に置いていたポータブルレベルメーター（セシウム137 密封線源内蔵）が盗取される。
- 後日警察より、盗取されたポータブルレベルメーターが発見されたとの連絡が入り、同レベルメーターは同社に戻る。

2. 原因・対策

- 事業所内に保管すべきところを車内に保管するという、使用慣れによる管理の不備が主な原因
- 保管庫を設けた上で使用・保管等のルールの徹底及び確実な実施
- 使用、保管等の記録を実施

② 表示付認証機器の所在不明・盗取 平成28年 5月【2/3】

【所在不明（エヌエス環境株式会社）】

1. 経緯

- 保管管理中のガスクロマトグラフの検出器の線源部分（ニッケル63 密封線源内蔵）を紛失
- 情報公開を行い、探索を続けてきたが、発見に至らず、誤廃棄されたものと推測

2. 原因・対策

- 線源の取扱手順の不徹底による管理不備等が主な原因
- 線源管理に係るコンプライアンス教育の実施
- 社内規定に線源管理を明示して内部監査等にてチェックする等の管理徹底

② 表示付認証機器の所在不明・盗取 平成28年10月【3/3】

【所在不明（東京都（警視庁））】

1. 経緯

- 機動隊総合訓練所において**拳銃の照準器用線源（トリチウム密封線源内蔵）の在庫調査**を実施したところ、**使用済み当該部品1セットが不足**していることが判明
- 聞き取り調査や関係記録の確認を行い、探索を続けているが、現時点では発見に至っていない。

2. 原因・対策

- **予備の照準器用線源を他の部品とともに備品用保管庫に保管し、その在庫点検がなされず、さらに取り扱う職員に教育がなされず、長年の使用により慣れが生じ、放射性同位元素を内蔵した照準器を扱うことの重要性の認識が低下**していたことが原因
- 新たに**専用保管庫に専用ケースを準備して保管**
- 担当者による毎日の**点検**及び取り扱う**職員への指導教育を徹底**
- 幹部による定期的な**点検**、装備品を変更する場合には**書面化して処置状況を明確にする**等、管理を徹底

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【1/6】

1. 事業所

事業所名：大阪大学 ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）

住 所：大阪府豊中市待兼山町1番1号

2. 経緯

平成28年3月15日、大阪大学から原子力規制庁に以下の連絡

- 近年の法令報告事象や各種講演等を踏まえ、老朽化した地中埋設RI排水管からの漏水の危険性を大学として認識し、地中埋設RI排水管を有する部局を中心に2重配管化を目指し、施設の老朽化度等を踏まえ優先順位を付けて概算要求を行うとともに、学内予算によるRI排水管更新も実施中
- 同時に、同事業所においては自主的にRI排水管の通水検査を定期的
に実施
平成27年12月実施の通水試験にて、実験棟管理区域の流し台より流した水の量162.7 Lのうち、排水設備の受入槽に流入した水の量が116.6 L（回収率;71.7%）であったことから、RIの使用を停止

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【2/6】

2. 経緯（続き）

- 目視可能な部位でRI排水管からの漏水が確認されず、地中埋設RI配管の目視検査を実施したところ、地中で配管のエルボ一部位（地中1 m）で配管の破断を確認
- 配管破断直近の土壌から、セシウム137及びマンガン54が検出（最も高い濃度で、それぞれ、 6.6 ± 0.5 Bq/g、 0.25 ± 0.03 Bq/g）



図. RI排水管破断箇所（赤丸）及び拡大図

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【3/6】

3. 原因

- 破断したRI配管は建物に固定された縦配管から地中に埋設されたエルボー部位を経て、横配管に接続
- 地盤沈下及び沈下した土壌による横配管への圧迫により、エルボー部位に負荷がかかり亀裂・破断したことも一因であるが、目視点検できない地中埋設配管の老朽化が主要因と考えられる。

4. 環境・人体への影響

- 土壌汚染近辺における汚染土壌除去前後の地上1 mにおける線量がバックグラウンドと同じ（ $0.08 \mu\text{Sv/h}$ ）であること、汚染範囲が限定的（地上にも達していない）であること、汚染土壌の最も高い濃度は、下限濃度に満たないことから、環境及び人体への影響はない。

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【4/6】

5. 対策

- 実験棟管理区域から排水設備をつなぐ地中埋設R1排水管を全て2重配管に更新
- また、地中のエルボ一部位付近に、目視点検可能な点検口を設置
- さらに、R1排水管の地中埋設部分の漏水検査のための点検口を配管に設け、容易に漏水検査を可能

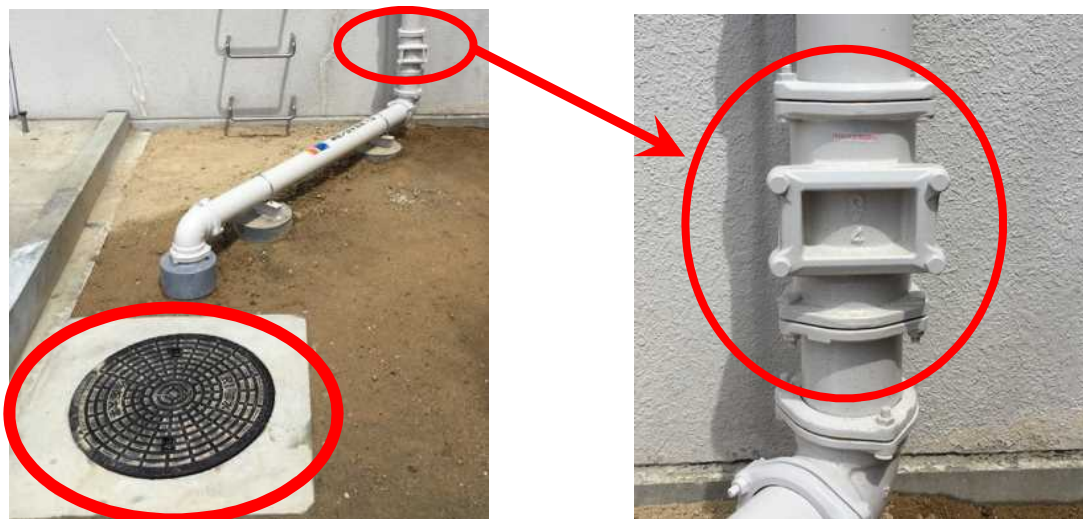


図. 地中R1配管エルボ一付近の点検口及び漏水検査のための点検口

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【5/6】

6. 今後の対応

- 大阪大学として、RI排水管の漏水検査の実施を強化
- 地中埋設RI排水管を有する部局を中心に2重配管化を目指し、施設の老朽化度等を踏まえ優先順位を付けて継続的に概算要求を実施
- 今後も放射線施設の適切な維持運営のため、学内の各局間、本部事務機構との連携を密にし、再発防止に努める。
- 教育訓練に本件を取り入れ、RI廃液の取扱いについて周知徹底を図り、安全意識の向上に努める。

③ 漏えい（漏水）

平成28年3月【6/6】

- 大阪大学の漏水は、結果的に法令報告事象となったものの、法令報告事象や各種講演等を踏まえ、老朽化した地中埋設R1排水管からの漏水の危険性を認識し、自主的に、対応策等を検討して、点検を実施したことが非常に重要！
 - 大阪大学における一連の自主的な対策・活動は、法令改正で要求する業務の改善活動に通ずるものであり、引き続き、安全に配慮した管理を期待！
- 他事業所においても、本事例を参考に、事故事例等の関係者間での共有と、事故事例等を踏まえた点検・評価を自ら実施することを期待！
 - この様な活動と結果の公表を進め、さらなる安全性の向上に資するため、施設の対策や管理体制等の構築を！

④ 火災 平成28年7月【1/3】

※改正前の法第33条第3項に基づく危険時の措置の報告

1. 事業所

事業所名：京都大学医学部(病院RI実験施設)
住 所：京都府京都市左京区聖護院川原町54
出火日時：平成28年7月1日18時15分頃

2. 原因・経過

- 7月1日17:55頃に研究員が投げ込み式ヒーターの電源を切らずに木製棚上に置いたまま退室
- 同ヒーターの発熱により木製棚が発火し、徐々に棚、実験台などに燃焼範囲が拡大
- 同じ室内にあったスプレー缶などに引火し、急激に火が拡大
- **規制庁への第1報の連絡は21時頃**

3. 情報公開

- 医学部附属病院では、7月4日にホームページで火災の概要等を公表
(**火災から3日後**)
- 7月4日に情報公開が不十分として近隣住民が、医学部附属病院へ計測されたRIの詳細や今後の対応等の回答を要求
- 7月11日に測定状況等を大学のホームページで公開

④ 火災 平成28年7月【2/3】

4. 課題等

- 環境安全保健機構を設置したにも関わらず、事故・トラブルへの対応を考慮した組織・体制等の見直しができていない
- 緊急時に司令塔の役割が期待される環境安全保健機構の活動が見えない
- 緊急時の対応が不適切だと平常時の管理体制が適切と判断できない
- 適切な体制が整備されていても司令塔となる者が出張等の場合には、機能しないおそれがある

5. 緊急時の対応

- 事故・トラブル時の情報公開に際しては、正確な情報を速やかに公表することが重要！
- 特に火災の場合は、原子力規制庁への連絡を早めに！
- 緊急時には放射線取扱主任者が司令塔を果たすことができない場合を想定した組織・体制の構築が必要！

④ 火災 平成28年7月【3/3】

6. 事業所における再発防止策及び規制庁の考え方

- 火災の直接原因は、投げ込み式ヒーターの不適切な取扱い
- ただし、火災当日の使用等の記録がない、研究員の作業場に使用済みの瓶やサンプルを常時、多数残置させていたこと等が判明したが、これらについての根本原因の追及は、いまだ行われていない
- 火災及び直接原因である投げ込み式ヒータの使用方法については注意喚起を行っているが、継続的な再発防止の検討はまだ行われていない
- また、火災時の緊急連絡網の見直しは行われていたが、規制庁への通報を含め火災時の各部署・各人の取るべき行動等への理解がまだ足りていない
- 法改正により危険時の情報提供強化と業務の改善活動が求められる
- 本件を教訓にして、RIを含めた安全管理・安全取扱いについて、組織的に、かつ、教職員一人一人が、積極的・能動的・継続的に対応する必要がある

⑤ 漏えい（漏水）

平成29年10月【1/2】

1. 事業所

事業所名：東京工業大学 放射線総合センター 大岡山放射線実験施設
住 所：東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

2. 経緯

平成29年10月13日、東京工業大学から原子力規制庁に以下の連絡

- 同年6月6日に排水設備の点検のためファイバースコープを用いてR1排水管内部を観察したところ、排水桟と配管の接合部（管理区域外）に経年劣化に生じたと考えられる隙間があることを確認した。
- 隙間の周辺の土壌の測定を行ったところ2 Bq/g程度のトリチウムが検出されたため、管理区域外漏えいに該当すると判断。
- 原因の一つとして、過去に多量のトリチウムを使用していて、加えて、黄衣等を汚染検査室の洗濯機で洗濯していたことから、黄衣等に付着したトリチウムが排水され、これらが隙間から漏れたためと考えられる。

⑤ 漏えい（漏水）

平成29年10月【2/2】

3. 環境・人体への影響

- 今回確認された土壌の汚染範囲は限定的で、その濃度は最大で2 Bq/gであり、環境・人体への影響はないものと判断。

4. 今後の対応

- 当該実験施設については、RIの取扱いを廃止予定
- 同学の他の事業所で地中埋設排水管を有する放射線施設については、平成30年度中に露出配管化を予定。
- 全学的な取組として、放射性廃水の管理に関するマニュアルを整備し、定期的に見直しを実施予定。
- 本事象及び法令改正を契機に、「放射線安全部門」を新設。同部門が中心となって、放射線安全管理に関する全学ルールの整備や機動的かつ継続的な改善活動を実施予定。

⑥ 非密封RIの所在不明 平成29年12月【1/2】

1. 事業所

事業所名：塩野義製薬株式会社 医薬研究センター

住 所：大阪府豊中市二葉町3丁目1番1号

2. 経緯

平成29年12月21日、塩野義製薬株式会社から原子力規制庁に以下の連絡

- 実験のために炭素14を投与したマウス2匹の死体をセンター内の冷凍庫に保管していたが、本年10月18日に当該冷凍庫からマウス2匹の死体がなくなっていることが判明した。
- 関係者への聞き取りや管理区域内全域の一斉搜索等を行ったが、発見には至らなかったため、放射性同位元素の所在不明と判断した。
- 所在不明となった炭素14は、合計で0.59 MBq（実験時の投与量は0.89 MBq）であった。

⑥ 非密封RIの所在不明 平成29年12月【2/2】

3. 環境・人体への影響

- 今回所在不明となった炭素14について、マウス死体から30 cm離れた場所における線量率はバックグラウンド程度と評価され、また全量を体内に摂取したとしても0.34 mSv程度（当該標識化合物の薬物動態を考慮すると0.006 mSv程度に相当）であるため、放射線障害のおそれはないものと判断した。

4. 今後の対応

- 発生原因の特定には至っていないが、当該マウスは委託廃棄した許可廃棄業者にて焼却処分された容器に混入されていた可能性が高いと考えている。
- 再発防止策として、以下のことを実施予定
 - ✓ RI投与動物死体の月1回の棚卸し。記録簿と保管物数の定期的な照合。
 - ✓ 従事者に対するRI投与動物死体の処理ルールを含むRIの管理方法について再教育、再発防止の意識改善。
 - ✓ 動物乾燥処理作業の複数人による確認。
 - ✓ 動物死体の保管に関し専用の保管庫を準備し施錠管理するとともに、鍵のアクセス権の設定、使用者のログが残るキーボックスの導入を実施。

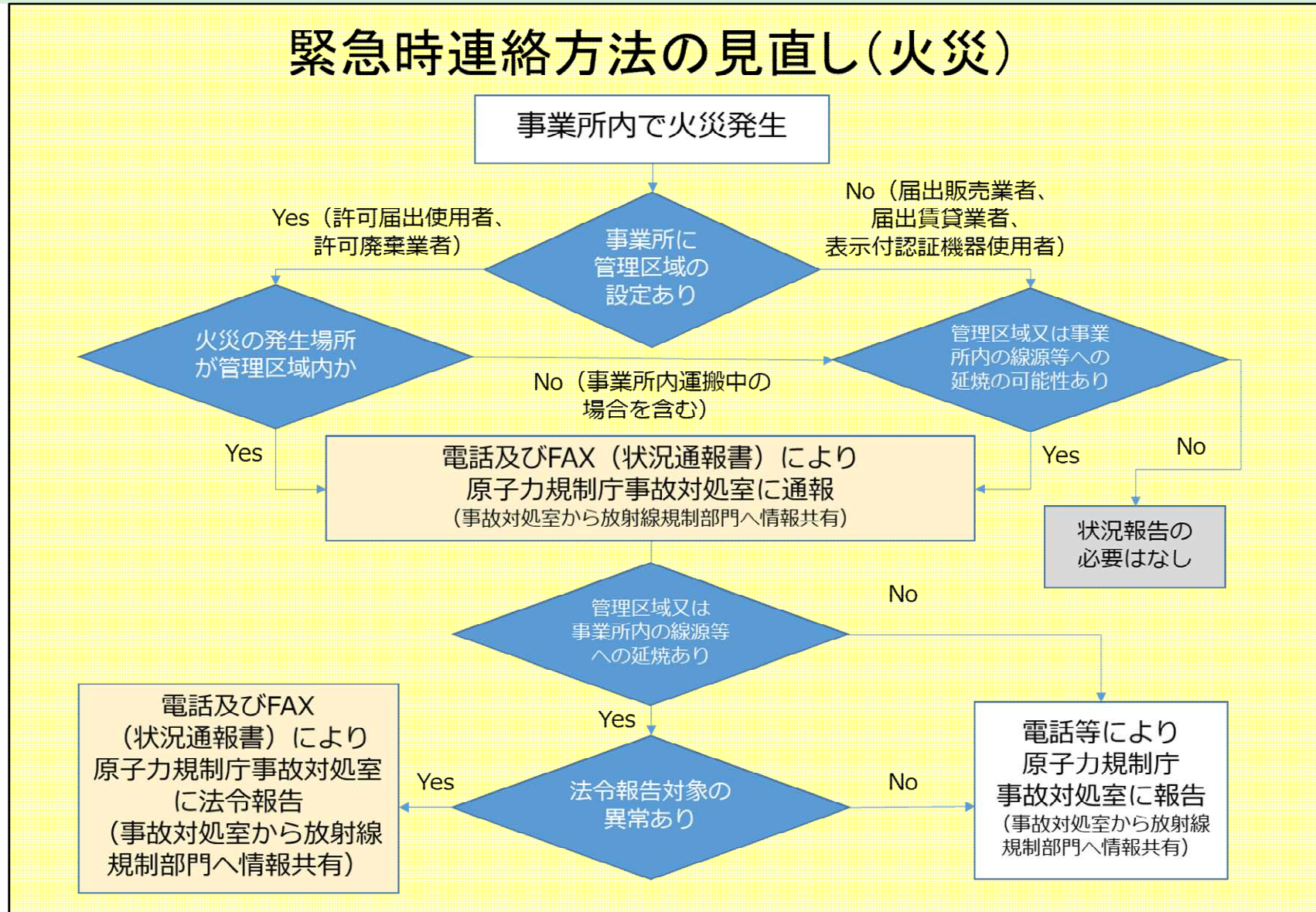
Ⅲ.事故・トラブル等の緊急時における連絡の見直しについて

1. 緊急時における連絡について
(全事業所)
2. 緊急時における連絡について
(特定許可使用者)
3. 緊急時の連絡先等

1. 緊急時における連絡について（全事業所）【1/2】

旧	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。 ◎ 事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。 ◎ 地震が発生した場合には、上述の異常事態が生じた場合のみ、直ちに電話連絡及びFAXによる状況の通報が必要です。
新 （平成30年度）	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地震その他の災害等によるものも含め、放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。 ◎ <u>管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、法令報告の対象となる異常事態が発生しなくとも、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。</u>

1. 緊急時における連絡について（全事業所）【2/2】



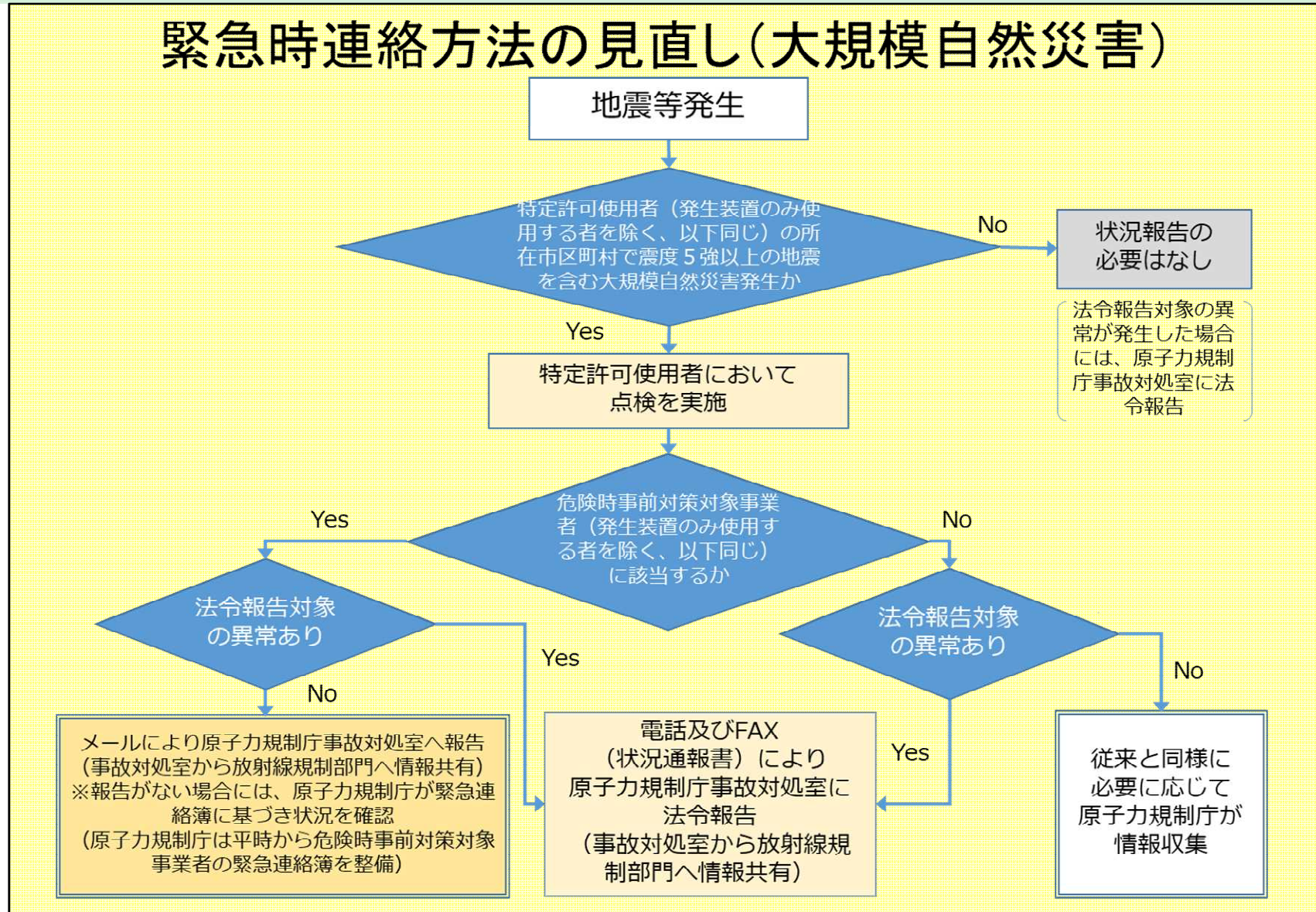
2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【1/3】

旧	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p> <p>◎ 震度4以上の地震が発生した地域に施設が所在する特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。）においては、直ちに施設・設備の点検を行い、特に問題がない場合には、メールにて連絡して下さい。</p>
新 （平成30年度）	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門）</p> <p>◎ <u>大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））</u>が発生した<u>市区町村の特定許可使用者</u>（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。以下同じ。）は、<u>安全確保の上、可能な限り速やかに施設・設備の点検</u>を行い、<u>法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を通報</u>して下さい。</p> <p>◎ 特定許可使用者については、<u>大規模自然災害等の発生時</u>、原子力規制庁が施設の状況について情報収集をすべきと判断した場合には、<u>放射線規制部門から状況の確認を行うことがありますので、御協力をお願いします。</u></p>

2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【2/3】

旧	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p> <p style="text-align: center;">—</p>
新 （平成30年度）	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門）</p> <p>◎ 特定許可使用者のうち、平成30年4月に施行する放射線障害防止法<u>施行規則第21条第1項第14号に該当する者（危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。）</u>においては、<u>所在する市区町村で大規模自然災害が発生した場合、施設・設備の点検の結果、法令報告の対象となる異常がない場合には、その旨をメール※により報告</u>して下さい。</p> <p>◎ メール※には、次の事項を入力して送信して下さい。</p> <p style="padding-left: 20px;"> 件名：「件名（地震／風水害による家屋全壊／他点検結果）、異常なし」 本文：「事業所名（〇〇研究所等）、概要（〇時〇分現在、設備点検の結果、異常なし等）、連絡先（連絡に対応できる方の氏名、電話番号、メールアドレス等）」 </p> <p>◎ 報告がない場合は、原子力規制庁が現在整備中の緊急連絡簿に基づき状況確認。</p> <p style="text-align: right;">※ メールアドレスは、事務連絡を参照</p>

2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【3/3】



3. 緊急時の連絡先等

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 総務課 事故対応室

電話（業務時間内、夜間・休日）及びFAX番号は、
平成30年3月7日付け事務連絡を参照してください。

＜＜ 連絡に当たっての留意点 ＞＞

- 事故・トラブルが発生した場合には、第1報の連絡を直ちに
行うことが重要
- 第1報は、未確認なものの確認を待たずに連絡することが
重要
- 第2報以降で順次確認できた内容を連絡することで良い

放射線障害防止法関係の最近の動向 ～ 第2章 法令改正の概要と予防規程ガイド ～

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門

講演内容

I. 法令改正の現状

II. 放射線障害予防規程に定める事項に
関するガイドについて

I. 法令改正の現状

1. 法律改正の概要（平成29年4月14日公布）
2. 施行規則改正の概要（平成30年1月5日公布）
3. 法令改正の対応
4. 今後のスケジュール

1. 法律改正の概要【1/2】

- ① 報告義務の強化 <平成30年4月1日施行>
 - 事故報告を事業者の義務として法律で要求【全事業者が対象】
- ② 廃棄に係る特例 <平成30年4月1日施行>
 - 放射性廃棄物の規制を原子炉等規制法に一元化
【許可届出使用者・許可廃棄業者が対象】
- ③ 試験、講習等の課目の規則委任 <平成30年4月1日施行>
 - ※ 経過措置により試験・資格講習の課目の変更は、平成31年4月1日施行
- ④ 法律名の変更及び法目的の追加 <公布後3年以内に施行>
 - 「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更。（目的は次ページ参照）
- ⑤ 防護措置(セキュリティ対策)の強化 <公布後3年以内に施行>
 - 特定RIの防護措置(セキュリティ対策)を法律で義務づけ
【特定RIの許可届出使用者及び許可廃棄業者が対象】
- ⑥ 事業者責務の取り入れ <公布後3年以内に施行> （次頁参照）

1. 法律改正の概要【2/2】

【参考】 第5条改正（公布の日から3年以内施行）後の法律の規定（抜粋）

第一章 総則

（目的） << 朱書き部分が追加 >>

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

第六章 許可届出使用者等の責務 << 新設 >>

第三十八条の四 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2. 施行規則改正の概要【1/3】

- ① 法令報告事象の見直し <平成30年4月1日施行> 【全事業者】
 - 第1章参照
- ② 試験、講習等の見直し <平成30年4月1日施行> 【主任者関連】
 - 試験に基本的な「事故対応に関する課目」を追加。
 - 資格講習に「事故時の汚染の拡大防止や除去等の実務の課目」を追加。
 - 時機に応じて課目ごとに時間数が設定可能となるよう、総時間数を含め、定期講習の課目ごとの時間数の見直し
 - 定期講習の受講の頻度を、受講した日から3年以内を、翌年度の開始の日から3年以内に見直し

2. 施行規則改正の概要【1/3】

③ 教育及び訓練の見直し <平成30年4月1日施行> 【全事業者】

- 教育及び訓練（継続）の実施について、**前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に変更。** **項目及び時間数**を以下のとおり変更

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射線障害の防止に関する法令及び 放射線障害予防規程
	30分間以上	1時間以上	30分以上

使用する放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びに使用等の実態に応じて、適切な時間数を予防規程に定めること。
（立入検査で教育及び訓練の時間数や内容の考え方を聴取予定）

④ 記帳項目の見直し <平成30年4月1日施行> 【主任者】

- 初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前の教育及び訓練の記録に、各項目の時間数を記録することを要求。**（他 第1章参照）

2. 施行規則改正の概要【3/3】

- ⑤ 危険時の措置の強化 <平成30年4月1日施行>
 - 危険時の措置の事前対策【数量の極めて大きいRIの許可届出使用者
又は大規模研究用加速器施設の許可使用者】
 - 危険時の情報提供【使用者等を対象】
- ⑥ 業務の改善活動の導入 <平成30年4月1日施行>
 - PDCAサイクルの体制の構築【特定許可使用者及び許可廃棄業者】

詳細は、本章「Ⅱ. 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドについて」を参照

- 放射線障害予防規程に反映させ、平成31年8月30日までに届け出ること。

3. 法令改正事項と適用対象のまとめ（平成30年4月1日施行分）

法令改正事項		許可届出使用者			許可 廃業者	届出販 売業者、 届出賃 貸業者	表示付 認証機 器使用 者
		特定 許可 使用者	許可 使用 者	届出 使用 者			
廃棄に係る特例の創設【文書1】	法第33条の2、規則第19条第5項	○	○	○	○	—	—
原子力規制委員会等への事故等の報告の義務化※1【文書2】	法第31条の2、規則第28条の3	○	○	○	○	○	○
課目の規則委任化等	放射線取扱主任者の試験の課目	法第35条第7項、規則第31条の2、別表第2 （対象は 試験を受けようとする者 ） ※経過措置により 課目の変更は平成31年4月1日から施行					
	放射線取扱主任者の資格講習の課目	法第35条第8項、規則第31条の3、別表第3 （対象は 資格講習を受けようとする者 ） ※経過措置により 課目の変更は平成31年4月1日から施行					
	放射線取扱主任者の定期講習の課目及び定期講習の頻度・時間見直し	法第36条の2第2項、規則第32条第2項、第4項、別表第4、講習の時間数等を定める告示	○	○	○	○	△※2

3. 法令改正事項と適用対象のまとめ（平成30年4月1日施行分）

法令改正事項		許可届出使用者			許可 廃業者	届出販 売業者、 届出賃 貸業者	表示付 認証機 器使用 者
		特定許 可使用者	許可 使用者	届出 使用者			
教育及び訓練の見直し(頻度・ 課目・時間数) ^{※1}	規則第21条の2第1 項、教育及び訓練の 時間数を定める告示	○	○	○	○	—	—
記帳項目の見直し(教育及び 訓練の各項目の時間数等) ^{※1}	規則第24条第1項	○	○	○	○	—	—
放射線障害予防規程の見直し ^{※1} 【文書3】	規則第21条第1項	○	○	○	○	△ ^{※3}	—
	取扱いに従事する者の 管理を含む安全管理、主 任者の代理者	○	○	○	○	△ ^{※3}	—
	放射線施設の維持及び 管理並びに点検	○	○	○	○	—	—
	危険時の情報提供	○	○	○	○	△ ^{※3}	—
	応急の措置を講ずるため に必要な事項(危険時の 事前対策)	△ ^{※4}	△ ^{※4}	△ ^{※4}	—	—	—
	業務の改善	○	—	—	○	—	—

3. 法令改正事項と適用対象のまとめ（平成30年4月1日施行分）

（放射線障害予防規程）

※1 **放射線障害予防規程の変更は、平成31年8月30日までに届け出ること。** 改正規則に規定する事故等の報告、教育及び訓練の頻度並びに教育及び訓練の各項目の時間数の記帳については、現行の放射線障害予防規程における記載によらず、規則の施行（平成30年4月1日）以降は、同規則の関係規定に基づいて対応すること。

（対象事業者の範囲）

※2 表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。

※3 表示付認証機器又は表示付特定認証機器のみを販売又は賃貸する者を除く。

※4 告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」に定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。

（法令改正事項を理解するための参考となる文書等）

【文書1】放射線障害防止法における「廃棄に係る特例」に関する制度の考え方について（平成29年9月6日原子力規制委員会決定） << <http://www.nsr.go.jp/data/000201968.pdf> >>

【文書2】放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（平成29年12月13日原子力規制委員会）

<< <https://www.nsr.go.jp/data/000215734.pdf> >>

【文書3】放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（平成29年12月13日原子力規制委員会） << <https://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf> >>

4. 今後のスケジュール

区分	対象事業者	2017年(H29年) 7月	2018年(H30年) 1月	7月	2019年(H31年) 1月	7月	2020年(H32年) 1月	7月
スケジュール		★ 4月14日 法律公布					★ 9月20日～11月2日 ラグビーワールドカップ	★ 7月24日～8月9日 東京オリンピック
第一段階公布	廃業の特例(法)	許可届出使用者・許可廃業者(約2,300)		12月頃	4月頃	原子炉等規制法に基づく審査基準等の整備		
	事故報告(法)	全ての事業者(約8,000)						
	試験(法)	登録試験機関				準備期間(2018年の資格講習・試験課目は従来通り)		
	資格講習(法)	登録講習機関				新たな課目での試験・資格講習の実施		
	定期講習(法)	登録定期講習機関	放射線障害防止法に基づく下位法令及びガイド等の作成	パブリックコメント(PCR)公布	業務規程の策定等	新たな課目での定期講習の実施		
	教育訓練	許可届出使用者・許可廃業者			ガイドラインの策定(学協会)	施行		
	業務の改善	特定許可使用者・許可廃業者(約1,200)				新たな課目での定期講習の実施		
	危険時の措置の情報提供	予防規程を届け出る事業者(約3,300)				予防規程変更届		提出期限 8月30日
	危険時の措置の事前対策	基準を超える事業者(約30)						
	予防規程	予防規程を届け出る事業者						
第二段階公布	防護措置(法)	特定Rを扱う事業者(約500)	9月頃 説明会	防護管理者講習の準備	原子力規制委員会による防護管理者育成プログラムの実施	登録機関等による防護管理者講習の実施		
		特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関		下位法令及びガイド等の作成	5月頃 PCR	7月頃 公布	防護規程の策定、防護管理者の選任調整等	9月頃 防護規程の届出
	その他	審査・検査のガイドライン	全ての事業者	ガイド等の作成	PCR	公布		

<参考1> 法令改正に関する説明会について【1/2】

「原子力規制庁の放射線障害の防止に関する法令改正の説明会」

- 改正法令に対する理解を深め、各事業所において「何を、いつまでに」実施しなくてはいけないかを確認してもらうため、**原子力規制庁**が法令改正説明会を開催（全国各地で開催予定、参加費無料）。
- 放射線取扱主任者、放射線管理の実務担当者はもちろんのこと、放射性同位元素等を取り扱う**事業所長をはじめとする経営者層まで含めて参加**してもらいたい。

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/setsumeikai.html

<参考1> 法令改正に関する説明会について【2/2】

開催日（平成30年）	会場	
2月 1日	東京1	（慶應義塾大学 三田キャンパス）
2月23日	仙 台	（東北大学）
2月28日	名古屋	（名古屋大学 東山キャンパス）
3月12日	京 都	（京都テルサ）
6月18日	福 岡	（九州大学 医学部百年講堂）
7月13日	札 幌	（北海道大学 小講堂）
8月 6日	岡 山	（岡山大学 Jホール）
9月 7日	東京2	（慶應義塾大学 三田キャンパス）

<参考2> 法令改正に関する参考資料

- 1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関連
(ガイド等を含む)

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html

- 2) 法令改正説明会について (講演資料等)

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/setsumeikai.html

- 3) 放射線障害防止法見直しに関する各種公表資料

(改正法、委託調査、講演資料等)

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou_sankou.html#kisei_sankou

- 4) RI規制に関する検討チーム

http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html

Ⅱ. 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドについて

1. 施行規則第21条の改正
2. 行政規則の体系
3. ガイドの位置づけについて
4. 予防規程に定めるべき事項について
5. まとめ

1. 施行規則第21条の改正【1/3】

改正後	改正前
<p>1 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。【統合】</p>	<p>1 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>1の2 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>
<p>2 放射線取扱主任者の代理者に関すること。【見直し】</p>	<p>1の3 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。</p>
<p>3 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。【統合】</p>	<p>1の4 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。</p> <p>1の5 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>
<p>4 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>	<p>2 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>

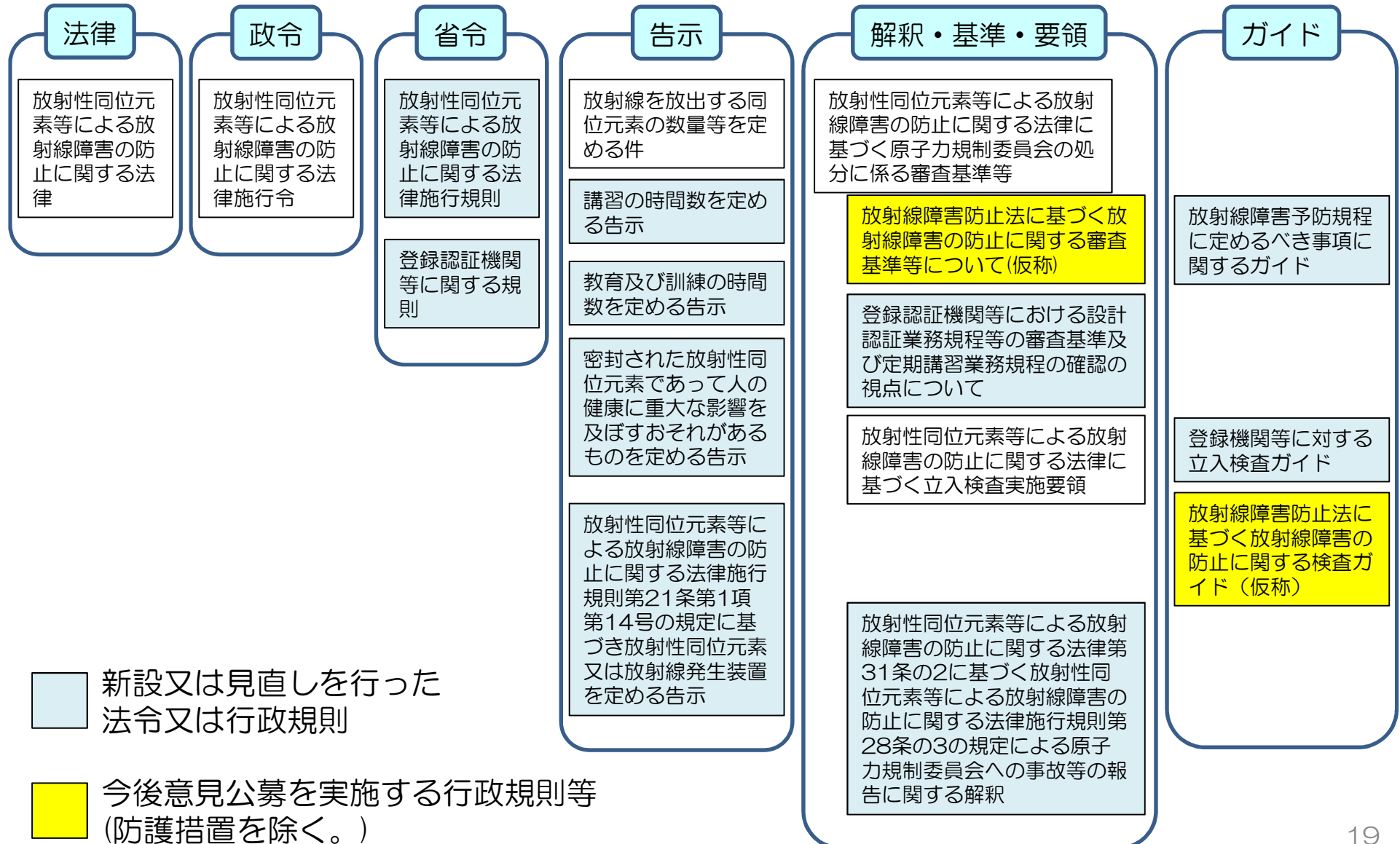
1. 施行規則第21条の改正【2/3】

改正後	改正前
5 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。	3 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。
6 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。	4 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。
7 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。	5 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
8 健康診断に関すること。	6 健康診断に関すること。
9 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。	7 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
10 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。	8 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。
11 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。	9 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
12 危険時の措置に関すること。	10 危険時の措置に関すること。
13 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。【新設】	

1. 施行規則第21条の改正【1/3】

改正後（案）	改正前
<p>14 第29条第1項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関する事（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。</p> <p>イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関する事。</p> <p>ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関する事。</p> <p>ハ 応急の措置の実施に関する手順に関する事。</p> <p>ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関する事。</p> <p>ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関する事。 【新設】</p>	
<p>15 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する事（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。</p> <p>【新設】</p>	
<p>16 放射線管理の状況の報告に関する事。</p>	<p>11 放射線管理の状況の報告に関する事。</p>
<p>17 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関する事。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>	<p>12 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関する事。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>
<p>18 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>	<p>13 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>

2. 行政規則の体系



3. ガイドの位置づけについて【1/2】

(略)

また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書(変更を含む。以下「申請書等」という。)の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬(以下「取扱い」という。)の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る**放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。**

- ▶ 本ガイドは、法令に基づき予防規程又は下部規程に記載すべき共通の事項を示しており、本ガイドに記載していない事項であっても、施設の実態に応じて放射線障害予防規程に記載することが望ましい事項は、各使用者等において判断して記載することが可能

3. ガイドの位置づけについて【2/2】

本ガイドは、**予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。**

- ▶ **予防規程については、ガイドを参照しつつ、使用者等自らがその事業の実態を踏まえ、判断し、適切な事項を記載することが必要**

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、**本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。**

- ▶ **使用者等がそれぞれの実態を踏まえて下部規程を作成する方が効果的な場合には、下部規程を作成する旨を予防規程に記載することで対応可能**
- ▶ **予防規程の要求事項について、他法令に基づいて設けた仕組みを活用することは可能。その際には予防規程において活用するその仕組みを明記することが必要**

4. 予防規程に定めるべき事項について

- ① 共通事項
- ① 職務及び組織
- ② 主任者の代理者
- ③ 施設の維持及び管理
- ④ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用
- ⑤ 放射性同位元素等の受払、保管等
- ⑥ 測定
- ⑦ 教育及び訓練
- ⑧ 健康診断
- ⑨ 保健上必要な措置
- ⑩ 記帳及び保存
- ⑪ 災害時の措置
- ⑫ 危険時の措置
- ⑬ 情報提供
- ⑭ 応急の措置
- ⑮ 業務の改善
- ⑯ 放射線管理状況の報告
- ⑰ 廃棄物の埋設について
- ⑱ その他

① 共通事項【1/2】

- 0-1) 予防規程に記載する放射性同位元素等及び放射線発生装置の管理方法は、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の**利用形態に応じた管理方法を具体的に規定**すること。
- 0-2) 予防規程は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出賃貸業者又は廃棄事業所(以下「事業所等」という。)ごとに作成すること。
- ▶ 大学構内に存在する**複数の事業所の予防規程の内容が同一**でも、予防規程は**事業所ごとに届出が必要**
- 0-3) 予防規程に定める事項のうち、具体的な手順、方法及び連絡先等を**下部規程に委任する場合には、下部規程の名称を記載**すること。
- ▶ 予防規程に記載すべき事項は多岐に渡ることから、**具体的な手順、方法及び連絡先等文書の階層化を図ることは可能**
下部規程がさらに階層化されている場合、それらを包含する最上位の規程の名称を予防規程に記載することで対応することも可能
- 0-4) 各号に規定する事項の実施に際し、複数の者の承認を必要とする場合には、**決定権者又は最終承認者を規定**すること。なお、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)の確認等を受ける場合は、その旨も規定すること。

① 共通事項【2/2】

- 0-5) 予防規程は、必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいこととする。
- 0-6) 予防規程に記載する各々の業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること。
- ▶ 責任者とは予防規程に定める使用者等の各々の業務に対し権限及び責任を付与されている者（業務管理・運営上の責任者）のことで、各規制要求事項に対する責任を明確にする観点から記載を要求したものであり、使用者等の実態を踏まえて規定すること
でよい
なお、業務を外部に委託した場合には当該委託を管理する責任者を記載することが必要
- 0-7) 放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。

① 職務及び組織【1/4】

規則第21条第1項第1号

放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業者等において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに対し、必要な組織、責任者及び指揮系統を明確に定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

① 職務及び組織【2/4】

1-1) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織、主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について、下記の①から③に記載する事項を踏まえて、体系的に規定すること。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、役割分担及び権限も規定すること。なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定してもよいこととする。

- ① 使用者等は、主任者を選任すること、主任者の資質向上のために、定期講習を受けさせること及び主任者の意見を尊重することから、使用者等の責任者として、これらを確実に実行できる立場の者（組織の長等）を規定すること。

① 職務及び組織【3/4】

- ② 主任者を放射線障害の防止についての監督及び放射線施設に立ち入る者に法律若しくは法律に基づく命令又は予防規程の実施を確保するための**指示が確実に実行できるような立場に位置づけること**。
また、主任者の**職務を規定**すること。なお、主任者を**複数選任している場合には、各主任者の職務の権限を明確**にすること。
- ▶ 複数の主任者を選任している場合は、実情に合わせて主任者の権限内容を同一とすることも可能であるが、**課題や問題が生じた場合の責任範囲及び判断をする場合の決定の手續等について、あらかじめ明確にしておくことが必要**
また、このような場合、**全部又は一部の主任者が不在の時の同様の手續を、あらかじめ明確にすることが必要**

【例】

- 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- 法第43条の2の規定に基づく立入検査の立ち会い
- 予防規程及び下部規程の作成又は改訂等における確認
- 危険時の措置等に関する対策への参画
- 組織の長への意見具申

① 職務及び組織【4/4】

③ 使用者等の実態に応じて放射線施設の維持管理や放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定等を行う責任者並びに放射線業務従事者の管理をする責任者を規定すること。
なお、主任者が複数の責任者を兼務することは望ましくないが、使用者等の実態に応じ適切な場合には、責任者が主任者であってもよい。

1-2) 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定すること。

1-3) 放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な教育及び訓練並びに健康診断の実施等の手続を規定すること。

② 主任者の代理者【1/2】

規則第21条第1項第2号

放射線取扱主任者の代理者に関すること。

【対象事業者：使用者等】

- 主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第37条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中に放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理者を選任することを規定している。
- 本号では、**主任者が職務を行うことができない期間中に**放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての**監督等がなされるよう、代理者を選任及び解任する手順並びにその職務を定めること**を求めている。
- なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。

② 主任者の代理者【2/2】

2-1) 主任者の代理者（以下「代理者」という。）の**選任及び解任を指定する責任者並びにその手順を規定**すること。

- ▶ 放射線取扱主任者の選任・解任は、使用者等において使用の開始まで又は人事異動等による放射線取扱主任者の交代の際等に組織として手続がなされる他方、代理者の選任・解任は、放射線取扱主任者の旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合が生じたときに行うものであるため、突発的に選任せざるを得ない場面も生じる
このため、**代理者の職務の遂行に支障が生じないよう、選任・解任の手順について放射線障害予防規程にあらかじめ定めることを求めたもの**

2-2) **代理者の職務及び権限を規定**すること。

- ▶ 法第37条第4項に基づき放射線取扱主任者の職務を代行する場合、代理者の職務及び権限は放射線取扱主任者の権限と同等となるため、第1号の**放射線取扱主任者の職務及び権限の規定に、代理者の職務及び権限を統合することは可能**
ただし、代理者を複数置く場合は、代理者の職務及び権限を明確にする必要があることから、代理者の職務及び権限の規定を要求

③ 施設の維持及び管理【1/4】

規則第21条第1項第3号

放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとのみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

- 許可届出使用者及び許可廃棄業者には、法第13条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第15条の規定に基づく規則第15条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めており、これも確認する必要がある。
- 本号では、放射線障害を防止するため、施設を維持するための**点検の項目**及び**点検の手順**並びに**点検の結果**を踏まえ、必要な**措置を講じる手順**を許可届出使用者及び許可廃棄業者の**実態に即して定めること**を求めている。
 - ▶ **点検の手順**とは、**点検の時期**、**方法**、**判定の基準**等点検に係る**細目**をいう。

③ 施設の維持及び管理【2/4】

- 3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。
- 3-2) 点検を行う放射線施設及び管理区域を規定すること。また、規則第14条の7から第14条の11までに規定する技術上の基準（以下「施設基準」という。）に適合していること並びに規則第15条、第17条及び第19条に規定する技術上の基準（以下「行為基準」という。）に規定されている注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域（放射性同位元素を使用する場合にあっては使用の場所、放射性同位元素等を廃棄する場合にあっては廃棄の場所）の点検の項目の細目を規定すること。
- ▶ 点検の項目の細目としては、許可又は届出をした放射線施設が施設の技術上の基準に適合しているか確認するために必要な内容を規定すること

③ 施設の維持及び管理【3/4】

- 3-3) 放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、年に2回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に1回行うことを規定すること。
- 3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成及び主任者等の確認手順を規定すること。
- ▶ 措置を講じる手順としては、措置を講じるに当たって、放射線取扱主任者等の確認や、必要に応じ作業計画書の作成に関することを規定すること
- 3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。
- ▶ 放射線業務従事者以外の者が、施設の維持管理のために管理区域内に入る手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定を要求しているものであり、使用者等の実情に合わせて一般の一時立入と併せて規定してもよい

③ 施設の維持及び管理【4/4】

3-6) 規則第22条の3第1項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域でないものとみなされる区域に**立ち入る者の立入りの管理方法**
- 外部放射線に係る**線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度**が、原子力規制委員会が定める線量等を超えないことの確認方法
- 停止期間中に放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を**掲示するなどの必要な措置**

④ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用【1/3】

規則第21条第1項第4号

放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項に規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。

【対象事業者：許可届出使用者】

本号では、法第15条第1項に基づく規則第15条第1項の規定による技術上の基準に基づき、使用する放射性同位元素の密封の有無及び性状並びに放射線発生装置の性能等の実態に即し、使用の方法を定めることを求めている。また、規則第15条第2項の規定に基づき管理区域外における密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、管理区域の外の総量が1日につき下限数量を超えないなどの適切な管理の方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

④ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用【2/3】

4-1) 使用に関する責任者を規定すること。

- ▶ 使用に関する責任者としては、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に関して、**担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること**

4-2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関し、規則第15条第1項の規定を踏まえ、**許可届出使用者の実態に応じた、具体的な使用の方法を規定**すること。

- ▶ 具体的な使用の方法としては、予防規程に共通する事項（使用方法として具体的な実験計画や要領を定める手続、確認事項等）を記載し、より具体的な使用方法は、**実験計画書や実験要領書に記載された使用の方法を具体的な使用方法と見なすことを放射線障害予防規程又は下部規程に定めることも可能**

④ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用【3/3】

4-3) 規則第15条第2項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域外における密封されていない**放射性同位元素等の総量**（複数の使用の場所で使用する場合には、その総量）が**1日につき下限数量を超えないこと**を主任者への報告及び帳簿に記帳するなどの確認方法
 - 管理区域外での保管の禁止、使用の都度、固体状の汚染された物を管理区域内へ持ち帰ること及び使用した場所での汚染を除去することなどの措置を含む取扱いの方法
 - 下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第21条の2第1項第3号に規定する教育及び訓練の実施
- ▶ 下限数量以下の非密封RIを管理区域外で使用する場合には、**管理区域外における1日あたりの総量が下限数量を超えないことを確認が必要**であることから規定を要求している

⑤ 放射性同位元素等の受払、保管等【1/3】

規則第21条第1項第5号

放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないうきの措置を含む。）。

【対象事業者：使用者等】

使用者等は、法第16条等の規定に基づく規則第17条等の規定による技術上の基準及び法第29条の規定に基づく譲渡し、譲受けなどの制限等を踏まえ、放射線障害の防止のため放射性同位元素等の適切な管理をする必要がある。本号では、受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄をする放射性同位元素等の性状及び数量等並びに事業所等の実態に即し、規則第21条第1項第4号の規定に基づく使用を除く取扱いの方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

⑤ 放射性同位元素等の受払、保管等【2/3】

- 5-1) 受入れ（譲受け又は借受け）、払出し（譲渡し又は貸付け）、保管、運搬又は廃棄に関する責任者を規定すること。
- 5-2) 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事業所等内の手続及び受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認方法を規定すること。
 - ▶ 受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認については、法第29条の譲渡し、譲受け等の制限に抵触しないことの確認でもあることからの要求
- 5-3) 規則第17条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の具体的な保管の方法及び貯蔵能力を超えていないことの確認方法を規定すること。
 - ▶ 貯蔵能力を超えていないことの確認については、法第30条の所持の制限に抵触しないことの確認でもあることからの要求
- 5-4) 規則第18条の規定を踏まえ、運搬の方法（事業所等外の簡易運搬を行う場合には、その方法を含む。）及び運搬に関する事業所等内の手続を規定すること。

⑤ 放射性同位元素等の受払、保管等【3/3】

5-5) 規則第19条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の**具体的な廃棄の方法**（廃棄を委託する場合は、廃棄を委託する手順を含む。）**を規定**すること。

- ▶ 廃棄の方法については、廃棄の方法に係る考え方及び方針等基本的な事項を記載し、**変わりうる詳細は、下部規程に委任し、下部規程の名称を記載することで対応することが可能**

5-6) 法第33条の2の規定に基づいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の廃棄事業者へ廃棄を委託する場合には、委託契約において、廃棄を委託した廃棄物が、同法の廃棄の事業の許可の範囲に含まれないことが判明した場合には、当該委託契約を解除できる旨の条項が契約に含まれるべきことを規定すること。

- ▶ 法第33条の2（廃棄に係る特例）に基づき、許可届出使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に放射性同位元素等の廃棄を委託した場合に、廃棄事業者の許可の範囲外であるものを許可届出使用者等に返却できることを契約上担保するための要求
しかし、廃棄に係る特定については、**原子炉等規制法に基づく廃棄事業者がないことから、当面規定しなくてよい**

⑥ 測定【1/3】

規則第21条第1項第6号

放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。
【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃止業者】

本号は、法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある**場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めること**を求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

6-1) 測定に関する責任者を規定すること。

⑥ 測定【2/3】

- 6-2) 規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために**最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定**すること。
- ▶ 「最も適した測定箇所」とは、規則第20条第1項第3号の下欄に掲げるそれぞれの場所について**放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所**又は放射性同位元素による**汚染が最も多いと考えられる箇所**を指している
- 6-3) 規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、**測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定**すること。なお、規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。

⑥ 測定【3/3】

- 6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う**汚染の除去の方法等の必要な措置を規定**すること。
- ▶ 許可届出使用者等の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要
事前に方法を定めることが難しい場合には、**除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより**、除染を行う者の安全確保を図ることが必要
なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細な内容は、**下部規程等において必要な措置を記載することが可能**
- 6-5) 規則第20条第4項に規定する**測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定**すること。
- ▶ 規則第20条の2第1項に基づき、測定の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため**単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが**、当該測定記録を**電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから**、当該記録を**電磁的方法により交付する場合には予防規程に定めることが必要**

⑦ 教育及び訓練【1/4】

規則第21条第1項第7号

放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃止業者】

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が放射性同位元素等の性状や数量、放射線発生装置の種類やこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ▶ 項目と時間数を見直すことにより、柔軟な教育訓練を実施することが可能
- ▶ 事業者によっては、法定の時間数の訓練のみでは十分な教育訓練が実施できないにもかかわらず、内容を不当に解釈して過度な時間数の短縮に繋がることがないようにすることが重要

⑦ 教育及び訓練【2/4】

- 7-1) 教育及び訓練に関する責任者を規定すること。
- 7-2) 規則第21条の2第1項第2号及び第3号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、初回及び定期の教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。
- ▶ 今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者等が自ら時間数を決められるようにした
 - ▶ 許可届出使用者及び許可廃棄業者において、教育訓練の項目及び時間数を決定する手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にすることを要求
 - ▶ 例えば、放射線取扱主任者が時間数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の中で決定するなど許可届出使用者等の実態に即して規定することが可能

⑦ 教育及び訓練【3/4】

- 7-3) 規則第21条の2第1項第5号に規定される管理区域に**一時的に立ち入る者**（規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）**に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定**すること。
- ▶ 施行規則第1条第8号において、放射線業務従事者は放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの、これ以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合に、一時的に立ち入る者に該当
 - ▶ 放射性同位元素等の使用形態、取扱等業務の内容は多岐にわたることから、許可届出使用者等は、自らが施行規則第21条の2第1項第2号、第3号及び第5号に規定される者の**範囲を明確化し、必要な教育及び訓練を実施することが重要**

⑦ 教育及び訓練【4/4】

- 7-4) 規則第21条の2第2項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、**教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定**すること。
- 7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、**本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定**すること。
- ▶ 「手続」とは、許可届出使用者等において実施する教育訓練として、同等の内容の外部の研修等の受講をすることをもって教育訓練の受講とみなす場合において、**その判断基準、みなす際の認定手順等をいう**

- 使用の実態に応じた教育訓練（再教育）となるよう、**教育訓練の在り方・内容を自主的・積極的に検討**することを期待
- 実効性のある教育訓練（再教育）が行われるよう、関係者間で議論を深め、使用の実態を踏まえた教育訓練を実施するための項目・時間数の検討・とりまとめを期待

⑧ 健康診断【1/2】

規則第21条第1項第8号

健康診断に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃止業者】

本号では、法第23条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、**健康診断の具体的な方法を定めること**を求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

8-1) **健康診断に関する責任者を規定**すること。

8-2) 規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、**健康診断を行う時期等を規定**すること。

- ▶ 「健康診断を行う時期等」とは、施行規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえた要求であり、放射線業務従事者**個人ごとに健康診断の時期を定めることを求めたものではない**
例えば、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、「管理区域に立ち入った後1年を超えない期間」等の規定で充分

⑧ 健康診断【2/2】

- 8-3) 規則第22条第1項第5号に規定されている問診（被ばく歴の有無等）及び第6号に規定されている検査又は検診の項目を規定すること。
- 8-4) 健康診断の記録について、規則第22条第2項に規定する健康診断の結果の記録の保存期間及び健康診断を受けた者に対し記録の写しの交付することを規定すること。
- ▶ 規則第22条の2第1項に基づき、健康診断の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが、当該健康診断の記録を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから、当該記録を電磁的方法により交付する場合には放射線障害予防規程に定めることが必要

⑨ 保健上必要な措置【1/2】

規則第21条第1項第9号

放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃止業者】

本号では、法第24条の規定に基づき、法第23条に規定する健康診断を受けた者に対して、**健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者や受けたおそれのある者等**に対し、**保健上の必要な措置を定めること**を求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

9-1) **保健上必要な措置を講じる責任者を規定**すること。

⑨ 保健上必要な措置【2/2】

- 9-2) 規則第23条第1号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、**管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じる方法を規定すること。**
- ▶ 保健上必要な措置を講じる方法は、施行規則第23条第1号の規定を踏まえたもので、**管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換のほかにも、合理的な措置があれば、その旨規定することは可能**
- 9-3) 規則第23条第2号の規定に基づき**放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。**

⑩ 記帳及び保存【1/2】

規則第21条第1項第10号

法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。

【対象事業者：使用者等】

法第25条の規定に基づく規則第24条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にいたがって適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、本号では、備えるべき帳簿の種類や保存期間を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

10-1) 記帳に関する責任者を規定すること。

⑩ 記帳及び保存【2/2】

10-2) 規則第24条第1項から第3項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。なお、他法令で規定されている帳簿であって、規則第24条第1項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定すること。

- ▶ 帳簿の保管場所は、法令により備えるべきと定められている帳簿が散逸しないため、組織として責任を持って保管場所を把握、管理する観点から要求
- ▶ 保管場所は、一カ所でまとめて保管しても、担当部署や記載期間ごとに分けることも可能
- ▶ 保存場所の詳細を下部規程に定めることも可能

⑪ 災害時の措置【1/2】

規則第21条第1項第11号

地震、火災その他の災害が起こったときの措置(次号の措置を除く。)に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号では、地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、次号、第13号及び第16号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

⑪ 災害時の措置【2/2】

11-1) 地震又は火災等が起こったときの初動の対応として下記の①及び②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。

- ① 災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制（休日、夜間を含む。）
- ② 施設又は設備等の点検及び火災又は事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実施する責任者

なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。

- 点検及び対応の結果を事業所等内の責任者へ連絡すること
- 放射線施設の点検（規則第21条第1項第3号と同様でもよい）の項目一覧
- 地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準

【例】

- 所在市町村（特別区を含む。）で震度5弱以上の地震があった場合
- 放射線施設で火災が発生した場合
- 津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

⑫ 危険時の措置

規則第21条第1項第12号
危険時の措置に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、法第33条第1項の規定に基づく規則第29条の規定に基づく放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 12-1) 規則第29条第1項に規定する**応急の措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織を規定**すること。
- 12-2) 規則第29条第1項の規定を踏まえ、**講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定**すること。
- 12-3) **緊急作業に従事する者を定める手順**、緊急作業に従事する者の**線量管理の方法**及び緊急作業に従事した者に対する**健康診断等の保健上の措置を規定**すること。
 - ▶ 緊急時に迅速な対応をするためには、平時からあらかじめ**緊急作業に従事する者を指定し、教育訓練を実施することが必要**
そのため、緊急作業に従事する者を定める手順の規定を要求

⑬ 情報提供【1/2】

規則第21条第1項第13号

放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。

【対象事業者：使用者等】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）によって新設された法第31条の2の規定に基づく規則第28条の3の規定に基づき、原子力規制委員会への事故等の報告を定めた。本号では、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応するための方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

⑬ 情報提供【2/2】

13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の
情報提供を実施する組織及び責任者を規定すること。

13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、
外部に情報を提供する方法及び外部からの問合せに対応する方法を規定すること。

- 【例】
- ・ 問合せ窓口の設置
 - ・ ホームページの活用

13-3) 放射線施設で発生した**事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定**すること。

- 【例】
- ・ 事故の発生日時及び発生した場所
 - ・ 汚染の状況等による事業所等外への影響
 - ・ 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
 - ・ 応急の措置の内容
 - ・ 放射線測定器による放射線の量の測定結果
 - ・ 事故の原因及び再発防止策

⑭ 応急の措置【1/4】

規則第21条第1項第14号

第二十九条第一項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。

- イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。
- ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。
- ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること。
- ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。
- ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者（原子力規制委員会が定める基準に該当する放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）】

本号では、事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる使用者等を対象に、**想定される事象ごとに応急の措置を講ずべき判断基準及び対応の手順をあらかじめ定めること**を求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

⑭ 応急の措置【2/4】

- 14-1) 応急の措置を講じる組織及びその責任者並びに組織を構成する各要員の職務内容を規定すること。
- 14-2) 応急の措置を講ずる判断の基準を検知するために必要な放射線測定器又は機器の種類、応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の種類及び保守点検等の手順を規定すること。
- 14-3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の区分ごとに、使用者等の実態に即し、あらかじめ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所において発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断の基準及び判断の基準ごとの講ずべき応急の措置の手順を規定すること。
- ▶ 許可届出使用者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要、ただし、事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要
 - ▶ 想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載することも可能

⑭ 応急の措置【3/4】

- 14-4) 当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定すること。
なお、策定する計画には、各年度に1回以上の訓練を実施することを記載すること。
- ▶ 応急の措置に係る訓練の一連の流れを通じ、危険時の事前対策を改善するプロセスの規定を「手順」として要求
改善内容については、年度ごとに記録することが必要であり、記録は立入検査にて確認
- 14-5) 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。

⑭ 応急の措置【3/4】

14-6) 事業者から応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関（以下「機関」という。）の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報を機関との相談結果を踏まえて規定すること。

- ▶ 警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生した場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の対応のため、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ共有すること等を想定
 - ✓ 都道府県警察及び消防機関との連携については、以下のURL参照
<https://www.nsr.go.jp/data/000225334.pdf>
- ▶ 医療機関その他の関係機関との連携の考え方については、今後、関係省庁等と検討を進め、許可届出使用者に情報提供を実施予定

⑮ 業務の改善【1/2】

規則第21条第1項第15号

放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。

【対象事業者：特定許可使用者及び許可廃棄業者】

本号では、改正法によって新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めている。

なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ▶ 業務の改善の取組方法については、特定許可使用者等の実情に応じて、外部評価の活用も含め、適切な体制及び方法の構築を要求

⑮ 業務の改善【2/2】

- 15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する**業務の改善に関する組織及び責任者を規定**すること。なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はなく、評価の結果を踏まえ**人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者**をいう。また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。
- 15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の**実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定**すること。なお、評価を踏まえた改善を行う手順には、**マネジメント層の関与を含むもの**とすること。
- 15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する**評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定**すること。

⑩ 放射線管理状況の報告

規則第21条第1項第16号

放射線管理の状況の報告に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、使用者等の安全管理を行う組織または事業所等の責任者等が、**法令を確実に遵守**するため、原子力規制委員会に**報告する事項、報告時期、報告する責任者等**をあらかじめ定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

- ① 規則第28条の3の規定に該当する事象が生じた場合の報告
(事故等の報告)
- ② 規則第39条第2項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出
(提出期限を含む。)

⑰ 廃棄物の埋設について / ⑱ その他

規則第21条第1項第17号

廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。【対象事業者：許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う場合に限る。）】

本号は、廃棄物埋設地の管理の期間及びその終了後において、放射線障害の防止の観点から、放射性同位元素等であって埋設の方法による最終処分を行おうとするものに関して講ずべき措置を求めるものである。現状、廃棄物埋設の事業が見込まれていないが、事業が見込まれた段階で放射線障害の防止のために講ずる措置を具体的に定めることを求める予定である。

現時点では、本号に関し、予防規程に定めるべき事項はない。

規則第21条第1項第18号

その他放射線障害の防止に関し必要な事項 【対象事業者：使用者等】

本号は、予防規程の目的及び予防規程における用語の解説並びに規則第21条第1項第1号から第17号に掲げるものに加えて、使用者等が実態に即し独自に放射線障害の防止に必要な事項を定めることを求めている。

使用者等の実態に即し、放射線障害の防止に関し必要な事項を規定すること。

5. まとめ

- 単に予防規程に定める記載事項を追加するだけでなく、現状の組織や管理、権限・役割等の実態を洗い出した上で、予防規程の記載事項や放射線障害防止に関し必要な措置が組織的に行われるように、予防規程を見直すことが重要。
 - 業務の改善に係る規制要求に対応するために、主任者に依存することなく、組織全体としての活動、マネジメント層による関与も踏まえた活動となるよう、予防規程を見直すことが必要。
 - 業務の改善以外についても、事業者の責務規定に鑑み、安全性向上に資する諸活動を組織的に行えるよう、予防規程及び下部規定等を見直すことが不可欠。
- 平成31年8月30日までに法令改正及びガイドを踏まえた放射線障害予防規程を作成し、変更の届出が必要。
- 立入検査において、従来の逐条的な検査に加え、予防規程(下部規定を含む。)に基づく活動状況を検査することにより、法令改正及びガイドへの対応状況を確認する予定